札幌市しせいかん保育園の指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和4年 8月 10 日 募集要項、選定方法等について 第2回 令和4年 10 月 14 日 書類審査、面接審査及び選定

2 選定委員会委員

委員6名(外部委員5人、市職員1人)

委員長 品川 ひろみ 札幌国際大学教授

委 員 田端 綾子 弁護士

委 員 中村 正人 札幌市社会福祉協議会事務局次長

委 員 折原 博樹 公認会計士

委 員 佐藤 正道 社会保険労務士

委 員 竹田 瑞恵 子ども未来局子育て支援部長

3 応募団体

社会福祉法人救世軍社会事業団 非公募により申込を求めた理由 別紙のとおり

4 選定結果(指定管理者候補者)

(1) 選定された団体 社会福祉法人救世軍社会事業団 理事長 石川 一由紀 東京都千代田区神田神保町2丁目17番地

(2) 選定の理由

社会福祉法人救世軍社会事業団の提案書の内容では、保育所の設置目的の達成に有効な 運営方針に基づき、施設の効用を最大限に発揮できる事業計画が策定されており、これまで同 団体が行ってきた事業の実績をいかしながら、施設の運営・管理を安定して行う体制を備えてい ることから、札幌市しせいかん保育園の指定管理者として適切であると判断した。

(3) 評価結果

選定基準	基礎配点	候補者
①平等利用の確保	15 点	12.0 点
②施設の効用発揮	65 点	55.6 点
③安定経営能力	75 点	64.6 点
④管理経費の縮減	30 点	24.6 点
⑤その他	15 点	11.6 点
合計	200 点	168.4 点
得点率	_	84.2%

(4) 指定期間 令和5年(2023年)4月1日~令和10年(2028年)3月31日の予定

6 その他

令和4年第4回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

子ども未来局子育て支援部施設運営課 面011-211-2986

札幌市しせいかん保育園の指定手続を非公募により行った理由

保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、保護者の労働、疾病その他の事由により、その監護すべき児童について保育を必要とする場合に当該児童を保育することを目的として設置された施設である。

保育所の指定管理者の募集に当たっては、施設の性格上、一時的な利用にとどまる一般の貸館施設とは異なり、施設職員と入所者(入所児童等)との長期継続的な人的信頼関係が必要とされることから、札幌市児童福祉施設条例(昭和39年条例第6号)第12条第2項の規定により、現在の指定管理者による管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成15年条例第33号)第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、現在指定管理者として管理を行っている団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができることとされている。

現在の指定管理者である社会福祉法人救世軍社会事業団による指定管理期間中の管理状況については、一人一人の子どもに応じたきめ細かい保育が行われており、保護者との十分な連携が図られていることから、管理が良好に行われていると認められる。

よって、社会福祉法人救世軍社会事業団に対し、非公募により申込みを求めることとした。